

令和6年11月19日

保護者の皆様

川崎市立小倉小学校  
校長 滝澤 慎一郎

インフルエンザ療養報告書の提出について

インフルエンザは、学校保健安全法施行規則第19条で、学校において出席停止期間が決められております。

川崎市立学校においては、以前から、川崎市教育委員会と川崎市医師会との協議を踏まえ、感染症の拡大防止の観点から、登校再開の際に医療機関が発行する登校許可書の提出の協力を保護者様にお願いしていましたが、当面の間登校許可書の提出を求めないこととなっております。

インフルエンザと診断された場合は、次のインフルエンザ出席停止期間は十分療養し、医師の指導のもと、回復してから登校するようにお願いします。その際、保護者の方が下記の「インフルエンザ療養報告書」に療養経過を記入し、学校へ提出してください。

【インフルエンザ出席停止期間の基準】

「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで出席停止とする。」

※この報告書は、捨てずにご家庭で保管をお願いいたします。また小倉小学校ホームページの、学校からのお知らせにも掲載しています。

保護者の方が記入

川崎市立小倉小学校長宛

インフルエンザ療養報告書

年 組 児童生徒氏名

■発症日（発熱日）

令和 年 月 日

■受診日

令和 年 月 日

■診断名

インフルエンザ（ 型）

■受診医療機関名

\_\_\_\_\_

■出席停止日数目安表

発症日からの日数	月日（曜日）	体温 ※1	解熱日に ○を記入 ※2
0日目 （発症日）	/（ ）	℃	
1日目	/（ ）	℃	
2日目	/（ ）	℃	
3日目	/（ ）	℃	
4日目	/（ ）	℃	
5日目	/（ ）	℃	
6日目	/（ ）	℃	
7日目	/（ ）	℃	
8日目	/（ ）	℃	

※1 体温の記入は「発症日」と「解熱日」のみで可

※2 解熱日（○）の後、2日は出席停止

上記のとおり、発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過して、体調が回復しましたので、登校させます。

令和 年 月 日

保護者氏名